相談室だより

１１月号
（No. １１３号）
平成18年11月1日発行

熊取療育園
地域療育等支援相談室
大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12
ＴＥＬ：０７２－４５３－５９１７
ＦＡＸ：０７２－４５２－９１５１
e-mail:kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

ガイドヘルパーはどうなったの？

１０月から、買い物や映画など、おでかけのお手伝いをしてもらうサービスは、「移動支援」という呼び名になり、「地域生活支援事業」の受給者証にその決定が示されています。また、外出中に危険回避などのより手厚い介助が必要な方については、「行動援護」として支給決定されていることもあり、介護給付の受給者証にその決定が書かれています。一方、病院へ行くお手伝いは「居宅介護（通院介助）」と言い、介護給付の受給者証となります。

「行動援護」「居宅介護（通院介助）」の利用料１割負担の上限額は、一般世帯は 37200円、低所得２は24600円、低所得１は15000円、生活保護世帯は０円と設定されています。

一方、「移動支援」は地域生活支援事業の中のサービスなので、実施主体である市町村ごとに上限額等が決められます。ただし、高石市以南の８市４町は共通で、負担上限額を、課税世帯は4000円、非課税世帯は2000円、生活保護世帯は０円と設定しています。

また、移動支援は「個別支援型」と「グループ支援型」とがあり、負担上限額はどちらも上記のとおりです。「個別支援型」はヘルパー一人に対し利用者一人で、これまでと同じです。「グループ支援型」はヘルパーが複数の利用者（最大６人まで）を支援します。ただし、「グループ支援型」は８市４町の中でも、実施している市町が限られているので、各自お住まいの市町に確認が必要です。

「行動援護」については、実施できる事業所が限られている現状ですので、これについても確認が必要です。

ショートステイはどうなったの？

ショートステイは次の２つに分かれます。

① 短期入所＝宿泊をともなうショートステイ
・介護給付なので、１割負担の上限額は左記の「通院介助」「行動援護」に同じ。

② 日中一時支援＝日帰りのショートステイ
・地域生活支援事業のサービス。負担上限額は「移動支援」と同額。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

介護給付の負担上限額は、通院介助や短期入所など使ったサービスすべての合計が、その上限額を超えた分は支払わなくてよいとなっていますが、移動支援と日中一時支援は、それらの合計でなく、それぞれについて左記の上限額まで負担することになっています。

ひとりごと

あの時私は「誰も教えてくれない」と言ったけど、そもそも私は聞こうとしたか？知ろうとしたか？「聞いてない」「知らなかった」などという言い訳で、伝えなかった側の人を責めるだけではいけなかったのだ。　（見学）